

大阪広域水道企業団測量・建設コンサルタント等業務成績評定要領

（趣旨）

第1条 この要領は、厳正かつ的確な評定の実績を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資することを目的とし、大阪広域水道企業団測量・建設コンサルタント等業務検査要領（平成23年企契第65-4号）（以下「検査要領」という。）第13条に規定する成績評定（以下「評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（評定対象）

第2条 評定は、検査時の契約金額が200万円を超える検査要領第2条第1号に規定する測量・建設コンサルタント等業務（以下「建設コンサルタント等業務」という。）を対象として行うものとする。ただし、広域事業部長又は大阪広域水道企業団契約規程（平成31年大阪広域水道企業団管理規程第19号）第3条第1号に規定する収支等執行者（以下「収支等執行者」という。）が必要でないと認めたものについては、評定を省略することができる。

（評定者）

第3条 前条の評定を行うもの（以下「評定者」という。）は検査要領第2条第3号に規定する監督職員及び同条第4号に規定する検査員をもって充てる。

（評定の方法）

第4条 評定者は、監督及び検査で確認した事項について、契約及び評定者ごとに独立して的確かつ公正に評定を行うものとする。

2 評定は、企業長が別に定める測量・調査業務成績評定書、土木（設備）設計業務成績評定書、建築・建築設備設計業務成績評定書又は現場技術（工事監理）業務成績評定書で行う。

（評定の時期）

第5条 監督職員は、建設コンサルタント等業務完了時に、検査員は検査実施時に、それぞれ評定を行うものとする。

（評定結果の報告）

第6条 検査員は検査の評定結果について、監督職員の評定結果と併せて広域事業部長の決裁を受けた後、収支等執行者に報告するものとする。

2 広域事業部長又は収支等執行者は、報告を受けた評定結果が大阪広域水道企業団入札参加停止要綱（以下「入札参加停止要綱」という。）別表三（3）「建設工事等の履行成

績が不良と判定された場合」に該当する場合は、大阪広域水道企業団競争入札審査会（以下「審査会」という。）へその旨を速やかに報告するものとする。

（評定の通知と公表）

第7条 広域事業部長又は収支等執行者は、検査員からの報告に基づき検査合格書に成績評定点を記載し、項目別評定点内訳書と併せて速やかに当該契約の相手方（以下「受注者」という。）へ通知するものとする。

2 広域事業部長及び収支等執行者は、それぞれ評定結果（様式第1号）を公表するものとする。

（説明請求等）

第8条 前条第1項に規定する通知を受けた受注者は、その評定結果について疑義があるときは、通知を受け取った日から起算して14日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を含む。）以内に、測量・建設コンサルタント等委託成績評定結果に関する説明請求書（以下「説明請求書」という。）（様式第2号）により、広域事業部長又は収支等執行者に対して評定の内容について説明を求めることができる。

2 前項による説明を求められた広域事業部長又は収支等執行者は、審査会に諮った上、測量・建設コンサルタント等委託成績評定結果に関する説明請求に対する回答書（以下「回答書」という。）（様式第3号）により回答するとともに、説明請求書及び回答書の内容を公表するものとする。

（評定結果後の減点措置及び通知）

第9条 広域事業部長は、広域事業部長又は収支等執行者が第7条第1項の通知を行った後、次の各号に掲げる事項が生じた場合は、当該各号の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める点数を当該契約の評定結果から減点するものとする。

(1) 受注者が当該契約に関して入札参加停止要綱に基づき措置された場合

措置等の内容	点数
1 当該契約に関して入札参加停止期間が3月以上	10点
2 当該契約に関して入札参加停止期間が2月以上3月未満	8点
3 当該契約に関して入札参加停止期間が1月以上2月未満	6点
4 当該契約に関して入札参加停止要綱第12条に基づく警告	4点
5 当該契約に関して入札参加停止要綱第12条に基づく注意喚起	2点

対象：当該措置を行った日の年度を含む過去2年度間に完了検査を実施したもの

（注意）契約の履行遅滞があった場合、成績評定で減点を行うため履行遅滞に係る入札参

加停止措置による減点を行わないものとする。

- (2) 受注者が当該契約に関して大阪広域水道企業団暴力団等排除措置要綱に基づき措置された場合

措置等の内容	点数
当該契約に関して入札参加除外	10点

対象：当該措置を行った日の年度を含む過去2年度間に完了検査を実施したもの

- (3) 受注者が当該契約に関して契約書に規定する完了検査時の指示事項（軽微な不備修補指示）に対する不履行と判断された場合

内容	点数
当該契約に関して完了検査時の指示事項（軽微な不備修補指示）に対する不履行	4点

（注意）広域事業部長は、収支等執行者から完了検査時の指示事項（軽微な不備修補指示）に対する不履行の報告を受けた場合は、審査会に速やかにその旨を報告するものとする。

- 2 広域事業部長は、前項の減点を行った場合は、成績評定の減点通知書（様式第4号）により当該受注者に通知するとともに減点後の評定結果を公表するものとする。
- 3 本条を適用し減点の措置を行った後の評定結果については、第6条第2項を適用しないものとする。

（減点通知の説明請求等）

第10条 前条に規定する減点を行った場合における受注者による説明請求等については、第8条の規定を準用する。この場合において同条中、広域事業部長又は収支等執行者であるのは、広域事業部長と読み替えるものとする。

（公表の期間）

第11条 第7条第2項及び第9条第2項の規定による公表の期間は、閲覧した日の属する月の末日から起算して1年間とする。

（細則）

第12条 この要領に定めるもののほか、建設コンサルタント等業務の契約に係る成績評定に関し必要な事項は、広域事業部技術管理課長が定めるものとする。

附 則（平成23年企契第65-6号）

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成26年企契第625号）

この要領は、平成 26 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年企技第 40 号）

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年企技第 94 号）

この要領は、令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（令和 5 年企技第 27 号）

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年企技第 582 号）

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。